

平成24年
10月から

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう

障がい者虐待防止法

が
はじまります

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護に対する支援等に関する法律」といいます。虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護・自立の支援、養護者（障がい者の世話や金銭管理をしている家族・親族・知人など）に対する支援をすすめるための法律です。

この法律で対象となる「障がい者」「障がい者虐待」を裏面に掲載



虐待に気づいたら、菰野町障がい者虐待防止センターへ通報をお願いします

特別なことではなく、どこでも、誰にでも起こりうる身近な問題です。

虐待をしている人、虐待をされている人が、虐待だと気づいていない場合や、被害を訴えられない場合があります。また、さまざまな原因が積み重なって起こるため、早めの対応や支援が、虐待されている障がい者を守るだけでなく、虐待している人などが抱える問題の解決にもつながります。



通報や届出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届出をした人を特定する情報に関して、関係職員等には守秘義務があります。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などを行うことは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けます。

菰野町の障がい者虐待防止担当窓口

菰野町役場

健康福祉課 社会福祉係

電話：391 - 1123 F A X：394 - 3423

菰野町障がい者虐待対応協力者

社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会

菰野町居宅介護支援事業所けやき

（特定相談支援事業所）

電話：394 - 1294 F A X：394 - 3422

障がい者の虐待や養護者の支援に関する
相談、通報、お問い合わせは下記まで

菰野町障がい者虐待防止センター（菰野町社会福祉協議会内）

〒510 - 1253 菰野町大字潤田1281番地 菰野町保健福祉センターけやき内

電話：394 - 1294 F A X：394 - 3422

メールアドレス：komono_f@m2.cty.net.ne.jp

24時間電話対応【休日夜間は転送される場合があります。】



『障がい者』とは？

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人。
心身の障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人。
手帳の有無は問われません。



『障がい者虐待』とは？

？ どんな状況で起こるの？

3つの種類に分けられます。

養護者による障がい者虐待

家族・知人など、生活の世話
や金銭の管理をしている人によるもの

障害福祉施設従事者等による障がい者虐待

障害福祉サービスを提供する
事業所の職員によるもの

使用者による障がい者虐待

障がい者を雇って働かせている
事業主などによるもの

身体的虐待

身体に傷や痛みを与える行為や、正当な理由なく身体の動きを抑制する行為。

例えば...殴る、無理やり食べ物飲み物を口に入れる、縛り付ける、
正当な理由なく薬を飲ませるなど

経済的虐待

障がい者の財産を不等に処分する、障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

例えば...年金や賃金を渡さない、本人の同意なく財産や預貯金を使う、日常生活に必要なお金を渡さないなど

性的虐待

性的な行為やその強要。

例えば...キスする、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、映像を見せるなど

？ どんなことが虐待になる？

内容によって、5つに分けられます。

～ が重なっておきる場合もあります。

放棄・放任（ネグレクト）

身辺の世話や介助をしないなど、障がい者の心身を衰弱させること。

例えば...劣悪な住環境で生活させる、必要な医療や福祉サービスを受けさせない、同居人による虐待の放置など



心理的虐待

暴言や不平等な差別的言動など、言葉や態度などによって精神的に苦痛を与えること。

例えば...怒鳴る、ののしる、仲間に入れない、子ども扱いする、わざと無視するなど